

新見市の小中学校における新型コロナウイルス感染発生時の具体的な対応方針

【保護者用】

令和4年1月31日改定

児童生徒及びこれらの同居家族が

PCR検査等を受けることになった場合

ただちに学校へ連絡

①同居家族が

PCR検査

陽 性

②児童生徒が

濃厚接触者として**特定**

感染者と最後に濃厚接触した翌日から
起算して、原則7日間自宅待機

③児童生徒が

発熱等によりPCR検査

PCR検査の結果判明
まで自宅待機
(任意のPCR検査を含
む)

結果判明まで
「校長が出席
しなくてもよい
と認めた日」

陽 性

保健所の指示により病院または宿泊施設等滞在
滞在基準は発症から10日かつ回復後72時間

出席停止

陰 性

症状軽快まで自宅療養

結果判明まで
出席停止

※「校長が出席をしなくてもよいと認めた日」として対応することも可能な場合があります。学校にご相談ください。

- ・PCR検査実施の有無にかかわらず、濃厚接触または感染が疑われることにより、登校に不安を感じる場合
- ・同居家族に風邪症状が認められる場合等

学級内で
感染者が
確認された
場合

児童生徒・教職員の感染が判明した場合、陽性が判明した日の翌日から5日間(土日祝日を含む)の学級閉鎖を行います。学級閉鎖期間中に、保健所による濃厚接触者の特定及び校内の消毒を行います。

◆感染の広がりが考えられる場合

設置者(新見市教育委員会)が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し、臨時休業の可否を判断

※感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学年単位 または学校全体を臨時休校にするかどうか検討

学校教育活動を継続

- ・感染リスクの高い活動の見直し
- ・マスクを着用しない活動の制限など警戒度を上げて対応